

納税環境整備に関する専門家会合（第４回）議事録

日 時：令和元年８月21日（水）14時00分～15時49分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎４階）

○岡村座長

それでは、時間となりましたので、ただいまから納税環境整備に関する専門家会合の第４回を開会します。

昨年の本会合においては、新たな経済取引における適正課税を確保するための方策について、実際に新しい経済取引に携わっている外部の業界団体の意見等も聞きつつ、自主的な適正申告の促進策やそのための担保策といった課題について有益な議論を行うことができ、最終的には、その議論の過程を総会に報告することができました。

また、本年４月の第22回税制調査会総会においては、近年の経済社会の変化等を踏まえ、今後の納税環境整備を進めていく上での基本的な方向性や、具体的な対応を検討するに当たっての視点等について議論が行われました。

本日は、そうした総会における議論も踏まえ、今後の納税環境整備について、より具体的な議論を行えればと考えています。

この納税環境整備というテーマは、何かを見直せばそれで終わりといったものではなく、時代の変化に応じて不断の検討が必要な分野ですので、この専門家会合としての何か報告書のようなものを取りまとめるというよりは、むしろ、ここで出た意見のうち、主なものをそのまま総会に報告するという形で進めたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、申しわけございませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いします。

（カメラ退出）

○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、これまでの総会での議論等を踏まえ、国税・地方税のそれぞれの分野における納税環境整備に向けた取り組み現況や課題等について事務方から説明していただき、その上で委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。

それでは、まず国税の分野について、財務省と国税庁から御説明をいただきます。

財務省主税局税制第一課、中島企画官、国税庁長官官房企画課、永田課長、それぞれお願いします。

○中島主税局税制第一課企画官

改めまして、財務省の主税局の税制一課で通則法規を担当しています企画官の中島と申します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、国税につきまして、財務省のほうから御説明します。

まず資料のほうで、説明資料、２ページを映し出していただけますか。こちらのほ

うに沿って御説明したいと思います。

本年4月の税制調査会の総会において御議論いただいた今後の納税環境整備の方向性について、今、スクリーンのほうに映し出していますが、改めてこの内容について確認させていただいた後に、先に国税庁のほうから税務手続におけるデジタル化の取り組み状況等について、6月に公表された記者発表等を中心に御説明をさせていただく予定にしています。その後、当方から資料に戻りまして電子帳簿保存制度の見直しなど経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現について説明させていただくという段取りで進めさせていただきます。

まず、2ページのほうですが、こちらは本年の4月の税制調査会において御議論いただいた経済社会のICT化あるいは多様化・国際化といった環境変化の中で、今後の納税環境整備に当たっての基本的な方向性として目指していくものとして取りまとめた資料でして、一つは、先進的な技術を活用して納税者の利便のさらなる向上を図りながら、同時に取引や申告の段階から正確な手続を行うような仕組みの構築を目指す。税務当局による事後的な対応（税務調査等）についても特に必要性の高い分野に的確に対応していくことを後押しするといった基本的な方向性をお示ししているところです。

3ページ目に移ります。こうした方向性を踏まえて、具体的な対応を検討するに当たっての視点が四つほど示されています。併せて、お手元のほうに紙で参考資料を配付させていただいています。その2ページ目以降もあわせて御参照いただきたいのですが、まずスクリーンのほうで四つの方向性が示されています。

納税者のコンプライアンスコストの極小化、納税者の予見可能性の向上、納税者の自主的な情報開示を促すための環境整備、最後、効率的かつ効果的な税務調査の実施という四つの視点が示されていますが、それぞれの視点に対応するものとして、まず一番目の納税者のコンプライアンスコストの極小化に対応するものとしましては、お手元、参考資料の2ページ目にありますマイナポータルを活用した簡便かつ正確な電子申告の実現あるいは携帯電話端末等からの電子申告の実現、それから、電子申告の普及促進。その次のページの納付のキャッシュレス化推進、こういったものについて、これまでの審議で取り上げていただきました。

このほか、年末調整手続の簡便化などデジタルガバメントを推進するための取り組みなどもありまして、こちらは、後ほど国税庁のほうから説明をさせていただく予定にしています。

また、参考資料3ページの電子帳簿等保存制度の利用促進は、当方から後ほど説明させていただきます。

基本的な方向性の二番目の視点として、納税者の予見可能性の向上といったものが挙げられていましたが、これに対応するものとしましては、税務手続の効率化、高度化に向けた取り組みなど、シェアリングエコノミーや暗号資産取引のようなデジタル

エコノミーへの対応として、業界団体と協働して納税者への周知広報を行うといったような対応を進めているところでして、こちらについても後ほど国税庁から説明させていただきます。

基本的な方向性の三番目にありますような納税者の自主的な情報開示を促すための環境整備、こちらは参考資料の4ページ目のほうに掲げられていますが、タックス・プランニングの義務的開示制度、MDRと言われたりもしていますが、その検討とその周辺環境の整備、こういったものが挙げられているところでして、今後、こういったものについても検討を進めていく必要があると考えています。

基本的な方向性の視点の一つ、最後として、効率的かつ効果的な税務調査の実施。こういったものに対応するものとしては、参考資料の3ページ目にお戻りいただきまして、一番下の○のところですが、経済社会の多様化・国際化を踏まえた所得把握のあり方です。これは、国外財産調書等の法定調書制度など、税務当局による事業者への情報照会あるいは共通報告基準（CRS）、そういったいわゆる租税条約に基づく自動的情報交換などが挙げられています。CRSの現状は、後ほど国税庁から説明をさせていただく予定にしています。

このほか、多国籍企業の活動に係る実態等の的確な把握といったことについても次のページに掲げられていまして、こういったものを含めて経済取引の複雑化・困難化に対応できるように、課税上必要な情報を求める制度など、違法、不当な行為を抑止し、その的確な是正を図るための枠組みの課題や必要性について、後ほど当方から説明させていただくといった形で考えています。

それでは、ここで一旦、国税庁のほうに説明を移らせていただきます。

○永田国税庁長官官房企画課長

国税庁企画課長です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、国税庁の説明資料4-3をお開きください。

1ページ目ですが、国税庁においては、近年、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえて、税務行政の将来像を初めとして、今後の方向性など、これまでの取り組みについて、積極的に公表しています。納税実務等をめぐる近年の環境変化への対応は、本年4月の税制調査会でも御議論いただいたところですが、本日は、その後に公表いたしました税務行政の将来像に関する最近の取り組み状況、シェアリングエコノミー等、新分野の経済活動への的確な対応を中心に、最近の国税庁の取り組みについて御説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。下から二つ目の○ですが、まず、「税務行政の将来像に関する最近の取組状況」について、この「税務行政の将来像」は、平成29年6月に公表したのですが、その公表から約2年が経過したことを踏まえて、これまでの間に実現、または具体化した取り組みや今後の課題を改めて整理したものが、この最近の取り組みの状況です。

少し飛びまして7ページをお開きください。7ページは納税者の利便性の向上というもののパートですが、まずスマホ申告です。本年の1月からサービスを開始しています。本年の確定申告では、このスマホ申告を利用して確定申告書を作成、提出した方が36万6000人になっています。この資料の下のほうに青文字で整理していますが、今後、対象範囲を拡大する予定にしています。

また、平成30年分はスマホ申告でe-Tax送信を行うためには、事前に税務署員と対面をして本人確認を行った上で、ID・パスワードの交付を受けて、そのID・パスワードを使ってログインをする必要があったわけですが、来年はマイナンバーカードをお持ちであれば、そのID・パスワード方式でなくても送信が可能になるように対応を準備しているところです。

8ページを御覧ください。年末調整の簡便化です。現状は左側ですが、例えば生命保険料控除で申し上げると、保険会社が控除証明書を顧客に書面で送付をして、従業員の方が手作業で年末調整の申告書をつくっているという現状ですが、これを一貫してデータで行うことによって簡便化を図るというものです。そのためのソフトウェアを無料で配布する予定にしています。ただ、こうした仕組みの構築には保険会社等の関係機関との調整が必要になってきます。

9ページですが、マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージです。確定申告が必要な方は、控除証明書等の情報をマイナポータル経由で、一括で入手をして、そのデータを自動入力して確定申告書を作成することができるような仕組みを検討しています。この図の右のほうに幾つか機関が書いていますが、将来的にはさまざまな情報に対象を拡大することも含めて検討させていただいているところです。

10ページをお開きください。10ページは大法人の電子申告が義務化されることに合わせて、円滑な電子申告のための環境整備に取り組んでいるものです。説明は省略させていただきます。

11ページですが、デジタルガバメント推進の観点から、マイナポータルを活用しまして、企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化を図るものです。法人設立に関する手続としては、法人設立届出書を始めとした15手続について、今年度中にワンストップ化を実現すべく、準備を進めているところです。

また、右側のほうですが、従業員の採用や退職など、そのようなライフイベントに伴う手続があります。例えば青色事業専従者給与に関する届出などですが、そういった手続についても令和2年11月から順次開始をすべく準備を進めているところです。

12ページは税務相談の効率化です。新たな相談チャンネルとして、例えばチャットボットを導入するなど効率化・高度化に向けて検討を進めています。

14ページをお開きください。14ページは税務署の窓口のスマート化についてです。新たな取り組みとしては、真ん中に書いてありますが、本年1月からコンビニのQR納付を開始しているところです。キャッシュレスの納付比率は、政府としてキャッシュ

レス化を進めていくという方針がありまして、令和7年までに4割程度を目指すこととしています。

ここまで御説明した内容は、飛びますが、26ページ以降に、「現状・これまでの取り組みと今後の取組」と「今後の取組・課題」に分けて整理しています。また、キャッシュレス化の推進は32ページ以降により詳細な資料をつけていますので、32ページ以降で御説明をしたいと思います。

32ページを御覧いただきますと、これは現状のキャッシュレス納付がどの程度かということですが、振替納税やダイレクト納付の割合が約2割、この右側のほうの数字になっています。この割合を高めていくために利用勧奨など広報・周知はもとより、既存の納付手段の改善にも努めていきたいと思っています。

33ページは納付手段別の納付件数の割合の推移を示したものです。

34ページは金融機関・税務署の窓口で納付をしている納税者の方の状況を分析したのですが、納付は窓口で行っていても申告は電子申告をされている方が意外と多いということです。そのために、あと一步、申告から納付まで手続を電子でやっていただけると非常にありがたいということで、その取り組みを進めていきたいと考えています。

源泉所得税は、地方税の共通納税システム導入もお伺いしていますので、それを契機として、私どもとしましても利用開始に努めていきたいと考えているところです。

15ページにお戻りいただければと思います。ここまでは、今まで納税者の利便性の向上について御説明しましたが、15ページ以降は調査・徴収の効率化・高度化について記載していますが、簡単に御説明したいと思います。

17ページをお開きください。17ページはOECDが策定しました国際基準に基づく情報交換、いわゆるCRS情報の仕組みをお示したものです。

19ページを御覧ください。19ページはCRS情報の活用について御説明をしているのですが、CRS情報は利子・配当等の申告漏れや相続財産の申告漏れなどを把握するほか、国外送金等調書等の他の資料情報と併せて分析をすることで、海外取引・海外資産の把握に活用できるというように考えています。

なお、CRSで得られる情報は主としてストックの情報でして、その国と経済的関係を有しているということを把握した上で、その納税者が保有する国外資産の形成過程については、税務調査などで解明していくことが必要になってきます。その意味で、ここに掲げてある事例はうまくいった事例ですが、納税者の協力が得られずに十分な解明に至らないケースもあるところです。

21ページをお開きください。21ページはシェアリングエコノミー等の新分野への対応です。これは、詳しい資料を35ページ以下につけていますので、そちらを御覧いただきます。

36ページは取り組みの概要でして、上段に新分野の経済活動・取引例を記載してい

ます。これらは特徴としては、広域的・国際的取引が容易であるなどの特徴があるところです。これまでの国税庁の調査において、例えば動画配信や暗号資産取引、ネット上のプラットフォームを介した売買などによって、多額の利益を得ているにもかかわらず申告がなされていない事例なども散見されているところです。

国税庁としましては、資料の左下、緑のところでお示ししていますが、情報発信など業界団体への働きかけを通じて、適正申告のための環境づくりに努め、納税者の予見性の向上を図っているところです。

他方で、この資料の右側にもありますとおり、適正に申告をしていない納税者に対しては、情報収集を拡充して、収集した情報の分析機能を高めることによって、課税上、問題が見込まれると思われる納税者を的確に把握をして、行政指導も含めた取り組みを強化していくことが大切であるというように考えています。

40ページ以降に具体的な取り組みを記載していますが、時間の関係で簡単に御説明をしますが、40ページはシェアリングエコノミー協会などの業界団体と連携して、確定申告のセミナーなど情報展開の取り組みをお示したものです。

41ページは仮想通貨の関係ですが、右側、仮想通貨の計算書ですが、仮想通貨の交換業者が利用者に対して交付をする年間取引書をもとに所得を計算できるシートでありまして、国税庁のホームページに掲載しています。

42ページですが、この下のほうを御覧いただければと思いますが、交換業者が交付する年間取引報告書の記載内容を統一することと、国税庁が提供する、先ほど御説明しましたが、仮想通貨の計算書を用いた確定申告のイメージです。

時間の関係で全てを紹介することはできませんが、引き続き納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を大きな柱としまして取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○中島主税局税制第一課企画官

執行面での現在の取り組み状況や課題について国税庁のほうで説明してまいりましたので、続きまして、財務省の資料にお戻りいただいて、今度は5ページ目以降で制度的な面も含めての検討を御議論いただきたい話として、電子帳簿保存と適正・公平な課税の確保という二点について、当方から御説明申し上げます。

まず、電子帳簿保存の関係ですが、5ページ目です。帳簿や請求書等の書類、紙ですが、基本は所得税法や法人税法といった税法の規定で紙での備付け、保存というのが原則とされているというのは御案内のとおりですが、平成10年に導入された電子帳簿保存法によって、所定の要件のもと、これを電子的に保存することが認められているということで、その概要をお示ししたのがこの資料です。

まず一番上のところですが、納税者が御自分で最初の記録段階から作成する帳簿あるいは決算関係書類は、税務署長の承認のもとで電子的に保存することができます。

もう一つは、取引の相手方から受領する請求書・領収書、下の箱のところですが、これを書面で受け取る場合、電子データで受け取る場合というように二つに分かれております。

まず、上のほうが書面で受け取る場合ですが、ここも税務署長の承認のもとで、一定の要件のもと、スキャナ保存が認められています。他方、下の枝分かれのところですが、取引相手から電子データのまま請求書等を受け取っている場合には、特に税務署長の承認等はなく、データのまま保存するといったこととされています。

6 ページは電子帳簿保存制度のこれまでの改正の概要を一覧表にしたものです。基本的にスキャナ保存制度の改正を中心にしまして、対象の拡充や手続等の緩和が行われてきているということとして、今、申し上げました電子取引についてのデータ保存については、これまであまり触れられてこなかったということもあります。

しかしながら、納税者の利便性の向上など納税者のコンプライアンスコストの極小化といった観点からは、本来、電子的にやりとりされた請求書等のデータがそのまま帳簿データに反映されて適正に保存されることが望ましいと考えられまして、また、特に令和5年、2023年10月以降の適格請求書等の保存、いわゆるインボイス方式の導入を見据えますと、その円滑な実施のためにも電子的な請求書等のやりとりの普及促進を図ることが必要。こうした観点からの見直しが必要と考えているところです。

7 ページ目のところで、今年の6月に閣議決定されました政府の成長戦略フォローアップにおいても、事業者における経理、税務手続を電子化・自動化して、バックオフィスの効率化等を実現するため、電子的な請求書、領収書等の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めたオンラインでの請求・支払い・領収、関連する書類等の電子保存、電子申告・納税を推進するといった形になっています。

具体的な見直しのイメージというものが8 ページですが、現行制度で、電子取引によるデータの保存は、そのデータの適正性を担保するための要件といたしまして、現行は取引相手よりデータを受領した後、受領者側において遅滞なくタイムスタンプを付していただく、または改ざん防止のための事務処理規程を作成し、運用していただくといった要件が設けられているところです。

他方、下の箱ですが、現在、提供されているサービス、いわゆるクラウドサービスと言われているようなものの中には、請求書の発行者と受領者が、第三者が管理するクラウド上で請求書データを参照することで、事実上、改ざんができないような形で電子的に請求書の授受が行われている、こういった例もあります。こういった実態に即した見直しということが検討の視点の一つとして考えられるのかなと。

もう一つの話としまして9 ページ目に移らせていただきますが、請求書等のデータの授受やその活用方法も多様化しているところです。その一例をお示ししたのがこちらでして、上段、これまでの典型的なケースですが、例えば企業の従業員の方が外出先でタクシー等を利用されたときは、立替え払いをされて、紙で受け取った領収書を

会社の経理の方に提出して精算する。会社のほうは受け取った領収書を紙で保存するか、もしくは先ほど御説明しましたスキャナ保存をするか、いずれかの方法によって対応しているところかと存じます。

一方、下の電子データを活用した経費精算の例ということですが、こういった場合は上の例とほとんど同様の立替え払いのケースですが、従業員の方がアプリを使って決済をしていただく。そういった場合は、利用明細のデータはアプリ提供業者から直接会社の経理のほうにデータで送信されるといった例も見受けられるところです。

この場合は、そのデータを企業側において適正に保存しておけば、そもそも領収書の受領などスキャナ保存というのは不要。さらには、経理・税務手続の電子化・自動化によるバックオフィスの効率化というものも効果が期待できるかなと考えられるところです。他方において、現在の電帳法においても、こういったケースも対応は可能ですが、一方で、アプリで支払いをしても念のため紙で領収書を受け取ってしまうといったケースも見受けられるところでして、この場合ですと、紙で受け取ってしまった以上、それは紙で保存していただく、ないしはスキャナ保存していただくといった必要が生じてきます。こういった場合には紙での領収書の受領は不要である旨が十分周知されていないというように考えられるので何らかの対応が必要になってくるかなと考えているところです。

さらに最後、10ページ目ですが、将来的なイメージですが、納税者と取引相手との間で電子的に授受された請求書等のデータがそのまま帳簿データに反映されて、さらに帳簿と申告データが自動的に連携して電子申告まで簡便に行うといった一連の仕組みが出来上がれば、非常に納税者の事務負担の軽減あるいは簡便かつ正確な経理・税務手続が実現するのではないかというように考えられるところです。特に電子的なインボイスが普及すれば相当程度、納税者の負担の軽減が図られるのではないかとということで、民間のクラウド事業者とも協力しながら検討を進めていく必要があるのではないかと考えているところです。

以上が電子帳簿保存関係の説明でした。

続きまして、もう一つの視点としまして、11ページ目以降、経済取引の国際化あるいは多様化を含めた適正・公平な課税の実現というところです。

12ページに移ります。左側に申告から税務調査、是正、ペナルティーの課税といった一連の流れを並べ、それに対応する主な制度を右側に整理した資料です。

経済社会の国際化・多様化が進む中で、税務当局が税務調査の端緒を把握する仕組みについては、国外財産調書やCRS、令和元年の改正における税務当局における事業者等への情報照会制度、そういった各種の制度が順次、整備をされていったところでして、それが②のところに掲げられているところです。

一方で、実際に課税処分を行うためには、先ほどの国税庁からの話にもありましたが、端緒情報だけではなかなか足りず、やはり税務調査において事実関係を的確に把

握する必要があります。事実認定に関する制度としては質問検査権あるいは外国税務当局への情報交換要請など、そういったものもありますが、事前の情報収集に比べれば限られた制度しかないのが現状でして、加えて、日本では課税処分 of 立証責任が課税庁側にあるといったことです。

そうした中で、日本の税務調査については、従来、相手方の理解と協力を前提に実施しているところです。こういった中で、中には自己に不利益な情報を開示しないような納税者もおられるわけで、さらには情報が国外にあるような場合は執行管轄権の制約上、なかなか必要な情報を把握することが難しいといった状況にあります。

こういったものを補完する話としまして、13ページ目以降で国際的な課税逃れへの国民の関心の高まりを受けたところでの主な対応策として、さまざまな課税のあり方の見直しなど、情報収集関係の制度の整備等々が進められているところでして、こういったものを整理させていただいています。

また、14ページ目以降では、国際的な課税逃れへの主な対応として法定調書の活用状況等、制度の概要あるいは提出件数等の必要な情報を整理させていただいています。

さらには、関心の高い15ページ目には、CRS制度、昨年の秋からスタートしていますが、それについての受領あるいは外国への提供状況についても整理させていただいています。

こうした中で、こういった現状を踏まえたところで適正かつ公平な課税の実現を図る観点から、税務当局にとって特に事実関係の把握が難しい国外取引等について、納税者による適切な情報の記録など、自主的な開示を促すための仕組みの構築、あるいは税務当局が課税関係の判断に必要な情報を求める制度の見直しなどについて、中期的に検討していくことが必要ではないかというところが問題意識です。

以上が国税のほうからの説明でした。

○岡村座長

どうもありがとうございました。

次に、地方税の分野について、御説明をいただきます。

総務省自治税務局電子化推進室、東室長、よろしくお願いします。

○東自治税務局電子化推進室長

総務省の電子化推進室の東です。どうぞよろしくお願いします。

地方税の状況ということで資料4－5をお願いします。

まず、2ページですが、地方税における納税環境整備の取り組み状況ということで、大きな考え方をまとめさせていただいています。

上側の横に細長い四角がございしますが、情報通信技術の進展等を踏まえまして、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していくという方針です。

その上で、四つほどに大きくまとめさせていただいていますが、左上の箱をご覧くださいますと、eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実ということです。

一つ目と二つ目のポツに書いていますが、地方税の特性としまして、複数団体にわたって経済活動を行っている方は複数の団体に申告、納税を行う必要があるということで、全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用して、統一的な対応・取り扱いを充実させていくことが求められるということです。そのため、今年の10月から地方税共通納税システムというのを導入することにしてはいますが、これは後ほど、少し詳細に説明をさせていただきます。

右側に移っていただいて、法人関係の事務負担の軽減・効率化ですが、先ほど申し上げた地方税共通納税システムなどの導入によって、二つ目のポツに書いていますが、地方法人二税の電子申告率、平成30年度は69.9%ですが、これのさらなる向上をさせていきたいと思っています。

三つ目のポツに固定資産税の償却資産について書いていますが、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大など納税者が電子申告をする際にエラーチェックをしやすくする機能強化などの改善なども行っていった電子申告をしやすい環境整備をさせていただきたいと思っています。

左下に行っていただきまして、ICTによる収納手段の多様化ですが、主に個人が対象ですが、一つ目のポツに書いていますが、コンビニ納税やクレジット納付などをこれまでもやってきているところです。

三つ目のポツに行っていただきまして、ICT環境が大きく変化をしていますので、こうした変化に対応したさらなる収納手段の多様化を推進していきたいというように考えているところです。

右下の四つ目、国税・地方税間の情報連携のさらなる推進というところですが、一つ目のポツで書いていますのは、国税当局から地方団体に電子的にデータをいただくことによって課税の適正化に資する取り組みをこれまでもずっとやってきています。

二つ目のポツは、地方税のほうから国税のほうへの情報提供もしてきていまして、この一つ目と二つ目のポツのような取り組みを今後も推進してまいりたいと考えているところです。

三つ目のポツは、納税者の方が電子的に入力をしていただく際に、国税と地方税で重複にならないような取り組み、より納税者の方々が入力しやすくなるような取り組みも進めていって、電子的な取り扱いが増えるように努力してまいりたいと考えているところです。

3 ページに行っていただいて、先ほど少し申し上げましたeLTAXです。

eLTAXは地方税の電子申告及び国税連携のためのシステムということで、地方税電子化の基盤となっています。この上の四角の二つ目の○に書いていますが、eLTAXの果たす役割が非常に大きくなってきている。そして、この10月から共通納税も取り扱うと

ということがありまして、この4月1日からは、地方税法に基づいて地方団体が共同して運営する組織として地方税共同機構というのが発足をしまして、これがeLTAXを運営しているという状況です。

eLTAXの模式図、下側の絵の左側に描いていますが、納税者の方から電子申告、これは法人住民税／事業税、固定資産税（償却資産）などですが、そのような電子申告をしていただきますのと、給与など年金の特別徴収、天引きをしていただく際の情報のやりとりなどをこれまでeLTAXを通じてやっていたということです。

その使用状況がどうなっているかは、左下に四角で平成24年度と平成30年度の比較で書いていますが、非常に増えてきている。申告については、使っていただく状況が増えてきているということです。

その上で、4ページ目に行っていただきまして、この申告は増えてきているなかで、納税まで一気にやらせてもらいたいというお声が強いということがありまして、地方税共通納税システムを導入させていただくというものです。

二つ目の○に書いていますが、この10月から地方税共通納税システムが導入されて、特に、複数のところに申告、納税をされる法人の事務負担は大きく軽減される見込みということになっていまして、その下の※で当面の対象税目ということで書いていますが、申告をしていただくような税目を中心に法人関係税と個人住民税の特徴分、それから、事業所税を対象にするということで考えています。

このような考え方で、その下の概要の左の灰色の四角がありますが、地方法人二税では申告件数が約431万件、個人住民税の特徴では納税義務者数が約4183万人で、月1回ですので、これが支払い回数は年12回ということになっていきますので、これが電子的に納税できるようになりますと非常に便利になるのではないかと考えているところです。

5ページに行ってくださいまして、これまで申し上げてきたメリットを再度、まとめさせていただいていますが、納税者の方は、二つ目のポツですが、複数団体への多数の納付についても合計金額をeLTAX共通口座に1回送金すれば納付可能になるということ。

三つ目のポツでダイレクト納付、これは※で下に注をつけていますが、納税者の方にあらかじめ金融機関口座を登録していただいた上で、eLTAX上で電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座から振替による電子納税ができるということで、振り込み権限などを税理士に任せることに躊躇しがちな法人の方もいらっしゃるということで、そのような方々からはダイレクト納付を使いたいということもありましたので、地方税共通納税システムでは、これも使えるようにしたところです。

その下に地方団体など指定金融機関のメリットも書いていますが、窓口業務の減少などもありますので、納税者の方にとっても地方団体、それから、金融機関にとっても、ある意味、ウィン・ウインの制度になるのではないかと考えて制度の導入を

進めているところです。

このシステムは、まずは10月の稼働を円滑にさせていただくというのが今の直近の重要課題と思っていますが、今後、対象税目について拡大を検討させていただきたいと思っています。

6ページに行ってください、ICTによる収納手段の多様化ということで、地方税共通納税システム、主に法人にメリットが大きいというところですが、個人向けについては収納手段の多様化に取り組んでできていまして、個人の方の収納についてはかなり利便性が上がってきていると考えているところです。これは、引き続き社会の変化も踏まえながら多様化を推進してまいりたいと思っています。

7ページ目以降は国税庁の資料でもありましたが、今まで申し上げましたことなど国税庁と一緒に取り組んでいる申告のしやすい環境整備などについて、現状・これまでの取り組みと今後の取り組み・課題という形で整理したものですので、また御覧いただければと思います。

地方税の関係は以上です。

○岡村座長

東室長、どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換に移りたいと思います。説明の内容は多岐にわたっていましたが、大きく分けると、まず、税務関係手続の電子化の話があったと思います。これには財務省から説明のあった電子帳簿等保存制度の話ですとか、総務省から説明のあった地方税に関するシステムの話なども含まれるというように思います。

もう一つは、財務省と国税庁から適正・公平な課税の実現というお話がありました。これは税務調査を効率的かつ効果的に実施することにより、国際的な課税逃れ等に対する的確に対応していくというような話が含まれていたというように思います。

そこで、意見交換については、この二つのテーマ、すなわち税務関係手続の電子化、これは地方税を含めてですが、これと、もう一つは適正・公平な課税の実現という二つに分けて行いたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○岡村座長

それでは、まず、税務関係手続の電子化につきまして、御意見を伺いたいと思います。ただ、早目に御退室の委員の方は、両方の点を含めてお話しいただいても結構ですし、それから、もし両方が混ざっているというようなことであれば、この段階で一緒に御意見をお出しくだされればと思います。

御意見のある方は挙手をお願いしますか。

では、小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

いろいろ御説明、ありがとうございます。

まず、一つ目の論点の電子化の話ですが、初めに、国税庁の説明資料のところにありましたキャッシュレス納付の話ですが、これは私、予想外に進んでいないというか、金融機関の窓口など7割ぐらいというのが現状なようで、思ったより非常にそこが多いなという感じで、これから今後、キャッシュレスのほうに進まれていくということでしたが、今の状況がまだこのぐらいというのがなぜなのかなという素朴な、それで、これを進めるのに地方のほうはさらにもっとやっとクレジットなどコンビニが始まったという程度で、あるいはもっと遅れているのかもしれませんが、何かかなり本格的に取り組む方法というものをお考えになっているのかなということが伺えれば。これはやはりもう少し割合はキャッシュレス納付のほうが当然増えるべきだということに私は考えています。

その次に、これから電子化に進んでいて、これは全て納税者の利便性の向上というところにつながるので、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、その利便性の向上の中には電子的情報でないので書き写しのミスなど、そのような人為的なミスがどうしてもありますので、そのようなことがあると全ての社会的コストになるので、双方にとって非常によくないので、そのような人為ミスの回避という観点からも、ぜひ電子化を進めていただきたいと思うのです。

例えば御説明のあった取引データと帳簿申告データの連携でそのままさっさと行くとか、そうなるといいなとかいろいろあるのですが、個人で言えば医療費控除などもそうだと思います。あと保険の年末調整で全部送られてきて、要するに書き込む必要がなくなって自動的に自分の情報がセットされる。工程的に言うところのぐらゐ、徐々に進めていかれるか。これはなかなか民間の協力が必要だと思うので、そう簡単ではないだろうと思うのですが、何となく大体の工程が伺えればと思いました。

マイナンバーのほうは、これもまたマイナンバー自身はなかなか利用が進んでいないという状況で難しいところがあると思うのですが、先ほどのお話も、保険の控除なども自分のマイナンバーのところに保険会社から来るというようなことになれば進むと思うので、そのマイナンバーについては、総務省自身がマイナンバーの普及に努めてらっしゃるのですが、この際、税務のほうを一つのよりどころにしながら、さらにこれを飛躍的に進めるとか考えないとなかなか難しいのかななどと思っています。

以上が電子申告の話で、すみません、私、退席するので二つ目の論点について一言だけ。

電子申告も、いずれにしても納税者の利便性の向上ということですが、利便性を向上させることによって申告が進むということになるのですが、きちんと申告をしている方が当然なので、そのような制度になっているのですが、他方で、新しい様々な事業や海外で様々な進んでいる新しい形態のビジネスなどがあると、なかなか本当にきちんと申告をされているかということが危ぶまれることもあるので、そこで情報照会制度などができたというか、事業者にどのようなビジネスでもうけら

れている人がいるかということについて情報をもらうという制度ができたと思うのです。

これはやはり全体として公平性を考えると、正しく申告をしていただいている人で税金を払っていただいている人がいて、それを免れてしまう。特に新しいことなので、やり方がわからないなどということも、もちろんあるのかもしれませんが、そのようなことも含めて、やはりきちんと制度の中にまだ入ってこないと、新しいビジネスだとそのような可能性もあるので、このようなものが認められてしまうと非常に公平性を欠くということになるので、情報照会制度等を含めて行政指導で情報をもらうということだけでは限界があると思いますので、制度としてやはり仕組んでいくということが必要かなというように思っております。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、国税庁、財務省のほうから、キャッシュレスの進み方が遅いということですが、何か思い当たるような節などというのがありましたら。いかがでしょうか。

○永田国税庁長官官房企画課長

御指摘ありがとうございます。

非常に答えが心苦しいところがありまして、幾つかアンケートなども実は行っているのですが、なかなか慣行的に銀行の窓口に行っておられる、習慣的に行っておられるような方が結構多いということもあります。

特に法人の方などは様々な業務の中で行かれるということがありまして、そこで税だけがキャッシュレスのほうに行くという感じにはなかなかないなかつたという部分も正直あるかとは思っておりますが、ただ、総務省からの御説明にもありましたが、窓口でお支払い頂いても、もちろん、納税者の方にも御負担はかかるのですが、当局のほうにも例えば納付書の内容が正確でない場合にはその補正をしなければいけないなど、そのような業務が実は生じてくるケースが結構ありまして、そのようなものは私どもといたしましては、やはりできる限りキャッシュレスのほうに進めていったほうが納税者の方の利便性の向上にもつながりますし、私どもの業務の効率化にもつながるということですので、今までにも増して総務省様とも御協力して、この納付の推進、キャッシュレスの推進に取り組んでいきたいと思っております。

○岡村座長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○小幡特別委員

はい。

○岡村座長

それから、もう一つは、電子申告について今後のことです。こちらは財務省、国税

庁、どちらでも結構ですが、いかがでしょうか。

○中島主税局税制第一課企画官

小幡特別委員の、電子申告というか電子帳簿の保存や電子取引の普及は、業者、業界も含めたところでの工程というのが必要だというのは御指摘のとおりだと思います。私どものほうから御説明申し上げました7ページにあった成長戦略のフォローアップでも、こちらは税の話が書いてありますが、やはりそれによって実現するのはバックオフィスの効率化。それは税だけではなく、税の手続以前の会計処理、日常の経理処理の効率化によってビジネス自体が効率化する。これはユーザーサイドの方々、企業サイドのほうがそのメリットを実感していただくための意識改革といいますか、そういったもの。さらには、こちらで中小企業のスマート化を促進するための課題方策ということで、これは関係省庁、経産省、中企庁とも連携をしながらの取り組みというのが必要な分野だと考えています。

○岡村座長

よろしいですか。

○小幡特別委員

はい。

○岡村座長

それでは、田近委員、どうぞ。

○田近委員

この納税環境整備に関する専門家会合の役割というかミッションは何かとずっと考えていたのですが、岡村委員が御指摘のとおり、我々としては納税実務のデジタル化を推進すること、そして、納税の適正化・効率化を図ること、この二つが我々のきょうの議題だということで、そのプラットフォームで議論するということで、私が今、多少議論させていただきたいのは納税実務のデジタル化です。

メインには、国税庁の最初に説明いただいた4-3の資料の5ページ、これは国税庁の資料ですが、税務行政の将来像ということで、今、この専門家会合の役割、ミッションは何かということを申しましたが、要するに国税庁的に翻訳すれば、まとめれば、このようなことです。納税者の利便性の向上、それから、課税・徴収の効率化・高度化、適正化ということで、この中で議論していこう。そして、特に納税者の利便性のほうでは申告・納付のデジタル化。そして、課税・徴収の効率化云々のほうは、御説明もあったことに加えて、私はやはりシェアリングエコノミーに対して適正に対応するかというのも入ると思います。

それで少し議論させていただきたいのは、このデジタル化の議論をどうするかということですが、やはり国民に本当によくわかってもらう。そして、デジタル納税のほうがよいのだと、デジタル納税をしてみたいという人は、それはどうなるのだろう。そのとき、マイナンバーがこのように活用されて便利になるのだという実感を国民に

どれだけ持ってもらおうかというのが非常に大切で、我々の役目でもあると思うのですが、そのようなことをこれから議論していくのだということをシェアして多少議論させていただくと、個人のところで議論をきょうは限定させていただきますが、国税庁の資料で私にとって非常に興味、興味深いと思ったのは8ページ、9ページ。

8ページは何かというと、これが年末調整の簡便化ということで、現状は絵を見ていただいて、絵の形で我々は今やっているわけですから、それが今度、新しく年末調整申告書の作成ソフトウェアを国税庁からダウンロードすると、そこに何か控除証明書などを入れればいい。それを会社へ送れば、会社から年末調整する、そのようなことです。

9ページ、実はこれが私の思う一番重要な絵だと思うのですが、そうした年末調整を踏まえて、では、日本の個人の確定申告がどうなるか。これがマイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ。

だから、先ほど申した観点から言うと、年末調整の8ページとこの9ページの確定申告、これをどれだけ国民の人にわかってもらって、これなら自分も協力したい、デジタル化はこうなるのだなというイメージを持ってもらおうかですが、それに対して、9ページ、確定申告のほうですが、どうして必要かは納税者の下に書いてありますね。2カ所以上や医療費控除が必要な人。

非常に特徴的なのは、納税者が申告するときにその情報が右から来るのですね。年金機構とか保険者から医療保険とか、自治体の寄附金だとか、生命保険所控除が来る。それが実は税務当局にざっと行かないで、まさにクラウドにあって、それが田近のマイナポータルに入ってくる。入ってきたので私が、そこからよくわからないですが、どこかボタンを押すと、その入ってきたデータがばらばらと確定申告書に書き込まれて、転写されて出るというイメージですね。

だから、これから議論することで、ここの役割はこうにしてイメージを持ってくださいということですが、具体的な質問を申し上げると、この中の給与収入はどうやって処理されるのだろうか。その給与収入が直接、税務当局に行くのかどうするのだろうか。まさか、個人が、自分が幾ら稼いだかを書き込むということはないだろうなという。だから、給与収入をどうやって扱うのかというのがよく分からない。

第二は、これは事務方の人にも議論させてもらったのですが、世界的な流れと見ると非常に特徴的です。情報が分散化されていて、右側の情報は、大概の国は税務当局というか、税務当局のほうに直接流れるわけです。そこから先ほど小幡さんの御質問にあったように、いわゆる暫定的な確定申告書を課税当局がつくられる。だから、それはそれぞれの国でよいのですが、第一点は、給与収入をどう扱っているのかということ。第二点は、日本は非常に分散的なことをやろうとしている。これに対して、私はノーというわけではなく、前のいろいろ情報の扱い方で日本はこれならこれでよいと思うのですが、ただ、これはかなり大変だということは最初から自覚しないとあれ

だろう。一元的にデータが集まっていないですからね。それが第二点。

それから、8 ページ、どういうようにしゃべったらいいか。冷やかしではないのですが、8 ページはいかにもダサいですね。今どき、ソフトを配って自分で書けと。ただ、9 ページはそうではないではないですか。9 ページは、生命保険会社の保険料控除証明書はマイナポータルからもらえると書いてあるではないですか。それを何で8 ページになるとソフトウェアをダウンロードして書き込むのか。

8 ページと9 ページの整合性はどうかはありますが、ただ、きょうはそんなことでがたがた議論するよりも、我々がデジタル化、日本がデジタル納税に向かってこう進んでいくのだと、国民にどうすればそれを分かってもらえて、これなら私もやってみようと思ってもらえるかということを我々も含めて作っていくのだと思うのですが、それにしても、具体的な質問をさせていただくと、9 ページはそのような分散的な処理に日本は踏み出した。それはそれで大変だろうが、一つの決定だと私は思います。

ただ、その場合、給与情報、所得情報をどういうように扱うのかは、この段階でも挙げていたほうがよい。それから、年末調整の方も実は8 と9 は、8 は9 ページができる前のバージョンのような感じがして、9 ページまで書くのだから、8 ページのほうももう少し、ここはこの段階でもバージョンアップしていったほうがよいのではないか。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。8 ページは年末調整で、9 ページは確定申告です。それだけのお話なのかもしれません。確定申告しなくてよい人は8 ページの手続でやればよい。確定申告しなければならない人は9 ページの手続が必要になる。要するに、アメリカみたいに全員、確定申告ということになっていないので。

○田近委員

もちろん。私が今、ここで年末調整がよいとか悪いとか、そのような議論は全然なくて、年末調整をするときもマイナポータルを開ければ、もうそこに既に控除情報が入っていればそれを使えるのではないか。その流れが何で8 ページにないのかということを知ったのです。分かりましたか。答えてもらって。

○岡村座長

すみません、分かりました。では、私がいろいろ言うよりも、事務局のほうからお願いします。

○永田国税庁長官官房企画課長

ありがとうございます。

まず、給与収入の関係ですが、この表には表現はされていないのですが、将来的には給与収入も何らかの形でこのようなシステムの中に取り込んでいくという方向だと

は思っております。引き続き、そこはそのような方向で検討を続けていくということで考えておるところです。

分散型の話ですが、これはやはりマイナポータルの中に、ここにも書いていますが、民間送達サービスというものが措置をされるというように伺っておりまして、そこでデータでのやりとりは民間の方がその民間送達サービスを使って連絡ができるということですので、結局、今、e-Taxを使うときに本人認証を必要としていますので、そうだとすると、マイナポータルの本人認証機能をうまく活用して資料も集めながら自動的に確定申告書が作成できるようなシステムをつくっていくほうが効率的ではないかということで、このような分散型の発想に立ち至っているということです。

それから、年末調整のシステムですが、これは※印のところでちらっと書いていますが、仕様は公開していますので民間のベンダーの方もソフトを活用してどんどん作っていただくということは可能ですので、民間のソフトの中に給与の計算システムのようなものを取り込んでいただくことは十分できるということになっています。

○田近委員

岡村座長にもちゃんと理解してもらわなかったけれども、私の質問も悪かったと思うのですが、三番目の質問は、マイナポータル、9ページのほうを活用できる。右側の様々なところから控除証明書あるいは源泉徴収など手に入っているとすれば、別に年末調整の段階でも、その情報はマイナポータルを開ければ使えるわけで、だから、要するに年末調整どうのこうのではなく、年末調整をするという前提でも、実はマイナポータルを活用して年末調整を大幅に簡便化することはできるのではないのでしょうか。通じましたか。そのようなことを言っていた。

○永田国税庁長官官房企画課長

そこは確かに先生のおっしゃるとおりですので、もともとマイナポータルの中で例えばこれは今、考えておりますのは、マイナポータルのほうに行きますと、そこからリストが出てきまして、そのような保険会社あるいは医療費情報などがあり、それをクリックしていただくような格好で、これとこれを自分は申告書の中に反映させたいといって手続を進めると、それが反映されるというような仕組みでありますから、年末調整の方は基本的に年末調整で終わってしまいますので、そのところには進んでこないと思うのですが、年末調整が終わっても例えばふるさと納税をされる方など、そのような申告の必要がある方には、改めてこれをうまく使っていただければよいということだと思っております。

○田近委員

1分だけ。年末調整の段階でもマイナポータルを活用すれば、その流れとして別に年末調整の段階でマイナポータルを活用できるのではないかというのが私の質問です。

○岡村座長

住澤審議官、どうぞ。

○住澤主税局審議官

脇から済みません。恐らく、この国税庁の8ページの説明は、来年の10月から導入予定の仕組みの話をして、それは例えば要は生保控除についてはがきではなく電子的にメールで控除証明データを送れるようにするなど、逐次、改正を積み重ねてきていますので、その延長線上で来年の10月からする仕組みの説明をしていて、その先でマイナポータルを活用して年末調整の効率化を図るといようなことを別に排除しているということではないと思いますので。

○岡村座長

先生、年末調整をするのは事業者で、確定申告をするのは納税者ですから、その主体が全く違います。ですから、そこはもう、する人が違うので、一緒にするというのはなかなか難しいのかなという気はします。

○田近委員

いえいえ、そのような意味では全然ないのです。

○岡村座長

すみません、どうぞ。

○神津（信）特別委員

年末調整ですることといったら、保険料と住宅取得控除と扶養家族、扶養控除情報、ほとんどそれのみです。だから、この8ページと9ページは別につながっていないわけだから、保険料控除の場合はこうだよという説明だと理解すれば、これはこれでよいのではないかというように思います。

○岡村座長

どうぞ。

○佐藤慶應義塾大学教授

ありがとうございます。

9ページの図が非常に重要だという田近委員の御意見はそのとおりだと思いますが、これは小幡特別委員が御質問になっていた工程とか時間感覚とかという視点で見ると、順々に進んで行くということだろうと思います。必要な情報を情報化して送ってくれるところとは例えば公的年金に関する日本年金機構は一つですから、国税庁がそことネゴシエーションして協力してもらうのは相対的に楽なのだろうと思います。他に、免許のあるところもそうでしょうし、生命保険会社などは自分たちの利益にもなるから、ご協力いただくのも楽だと思われます。

他方で、給与情報と支払調書データは多数の人を相手にして協力を求めることになり、一括でできるわけではないから、先ほども少し口を濁しておられましたが、田近委員が思っておられるように容易には給与情報はここにはぼんと載ってくるわけではなかろうと思います。このように、情報を出してもらう相手方とネゴシエーションして、協力してくれるところから順に進んでいくというイメージでこの図を読んでよろ

しいですね。

○永田国税庁長官官房企画課長

はい。

○佐藤慶應義塾大学教授

ありがとうございます。

○岡村座長

どうぞ。

○翁委員

遅れて来ましたので、もしかしたらお話しされていることが多いかと思うのですが、質問させていただきます。

まず、国税庁のほうの資料で真ん中辺に、スマホ申告でe-Taxを行うために対面で本人確認をしなければいけないというのが私は何とかならないかと思うのですが、これも少し工夫はできないのか。対面でなくても何かデジタルに認証ができないのかということがまず質問です。

それと、あとマイナンバーカード読み取り機能を搭載したスマートフォンを使ってe-Tax送信が可能になるというように書いてあるのですが、これもデジタルIDという形でマイナンバーを使うことによって、将来、スマホでできるというようなことは展望できないかということをもっとお伺いしたいと思います。

9 ページについて、私もこれはとても大事だと思うのですが、大体イメージとしてどのぐらいのタイムスパンで考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

あと33ページですが、これはキャッシュレス納付と書いてあるのですが、この電子納税と書いてあるのは具体的にはインターネットでのバンキングのものと振替と両方含むんですね。このような書きぶりだと、キャッシュレスということで手段別というようにするのであれば、総務省のほうと少し違う書きぶりになっていて、預金振替なのか、インターネットバンキングなのか、例えばここはクレジットカードというようには書いてあるのですが、この区別の仕方をもう少し工夫したほうがよいのではないかと。どういう手段を述べているのかということが分かりにくいなと思っています。これに関して地方税は、何でPay-easyだけオーケーで、インターネットバンキングが使われていないのでしょうかということをお伺いしたいと思っています。

最後に意見ですが、今後、副業などそういったものがすごく増えてくると思いますので、そういったことがすごくやりやすいように、ぜひこういった環境整備のほうでも工夫していただきたいと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

なかなか技術的な質問もありましたが、まず本人確認、e-Taxのほう、国税庁のほう、お願いできますか。

○永田国税庁長官官房企画課長

まず、対面でなければID・パスワードを渡せないという件ですが、これはもともとマイナンバーカードを使うことが前提で、それを本人確認の手段にしていたわけです。そのマイナンバーカードの替わりに本人確認をするということで、その本人確認をしたということを確認して、それでID・パスワードを渡す。

マイナンバーカードを使わなくてもID・パスワードで使ってよいというような実はやや行政の議論でして大変分かりにくくて恐縮ですが、やはりマイナンバーカードを使って申告をしていただくというのが基本としていますので、その上で、便宜的に今、そのような形で本人確認をさせていただいた、直接本人確認をさせていただいた方は、ID・パスワードをお渡しして、それで申告をしていただくというような形にさせていただいているということです。若干御不便をおかけしていますが、一回税務署に来ていただければ、それで済むという格好にはなっています。

マイナポータルを活用しました確定申告の簡便化の実施時期ですが、令和3年の1月以降の申告で使えるような格好にしています。

キャッシュレスの表現の仕方につきまして、勉強させていただければと思います。申しわけございません。

○岡村座長

総務省、よろしいでしょうか。何か少し。

○東自治税務局電子化推進室長

総務省のほうの資料の6ページを御覧いただければと思いますが、そのような御指摘の意味では、我々、インターネットバンキングで今まで想定しているのがPay-easyを使ったものということなので、インターネットバンキングそのものがなかなか今、使われていないというのはおっしゃるとおりだと思っています。

そのようなこともありますので、今後は地方税共通納税システムを皆さん使っていただいて、地方税共通納税システムを使えば、情報を入れてインターネットバンキングにリンクさせて支払う方法と、そもそも口座を登録しておいてダイレクトで納付する方法ということができるようになっておりますので、どんどん先ほどの国税庁の資料で言う電子納付が増えていくのだろうというように思っているところです。

○岡村座長

池田課長、どうぞ。

○池田自治税務局企画課長

補足をさせていただきますと、この6ページの表を見ていただければ、個人の方が地方税を納める場面で多いのは、固定資産税と自動車税です。そうすると、大体、年々歳々、同じぐらいの額がかかってくるというのが多いので、これを見ていただけると、

口座振替が圧倒的に多いのです。ですので、これまで収納手段の多様化を進める中で、様々な手法は用意しているのですが、見ていただけると口座振替とコンビニ収納が一番よく使われているという状況になっていますので、なかなかPay-easyのほうまで余り今までは手がつけられていなかったというのがあります。ただ、さはさりながら、今、東室長のほうから御説明いたしましたとおり、もう少しさらにキャッシュレス化を進めていけないかというのはいろいろと検討してまいりたいと考えています。

○岡村座長

よろしいでしょうか。

○翁委員

はい。

○岡村座長

では、神津特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

二つの点で意見を申し上げたいと思います。

まず、何人かの委員の方からも御意見が出ていましたが、マイナンバーカードの普及にも若干関連するお話です。振替納税は銀行口座から自動引き落としで納税できるなどメリットがたくさんあり、利便性が高いと思っているわけですが、振替納税制度を利用するには銀行印を押さなければいけないのです。

銀行印を押すということは簡単なようですが、昔は通帳を見れば印影が押してあったから、どの印鑑を使ったのかというのがすぐ分かったけれども、今はセキュリティーの関係で全部なくなってしまっています。みんな最低でも認め印を5～6個持っていますが、どれを使ったのかはよく覚えていないのが現場の実情であります。銀行印を必ず届け出なければならないというのが一つ、つまらない意味でハードルになっているのではないかなというように思います。

もう一つ、納税地が移転した場合、例えば世田谷区から大田区に引っ越す場合、必ず納税地の異動届を提出します。さらに振替納税を引き続き利用するためには、新たに申請書を出さなければならないのですが、それをつい失念してしまって、期限後納付のお知らせが来てびっくりするような状況が生じています。細かい話ですが、マイナンバーと銀行の預金口座がひもづいていることを条件として、銀行印の届出を省略できるようにすれば、若干マイナンバー普及のインセンティブにはなるかなというように思います。

もう一つですが、電子帳簿保存方式のことで意見を申し上げたいと思います。常に会計データは企業のパソコンの中に入っているわけでありまして、税務調査が来るときに3年分、元帳を打ち出すというような実務対応をしているわけですが、電子帳簿保存方式を採用していればそれが省略できるので非常に利便性があるわけです。一方で、企業が電子帳簿保存方式を採用するにあたり、何がネックになっているかという

と、タイムスタンプだと思います。タイムスタンプはトレーサビリティが確保され、以前のデータを改ざんできないように保証できるとか、すごく重要な制度ですが、弱点というか、当たり前ですが費用がかかる点がネックになっています。

大体インターネット上ではほぼ無料で様々なことが利用できます。財務省資料の4-1の8ページは請求書等の発行に限定していますが、タイムスタンプを一々付与してページごとに証明を付けるというよりも、このようなシステムでやれば非常に利便性も高まり、ICT化の促進になると思います。電子帳簿保存法の改正も若干必要かなとは思いますが、さらに電子帳簿が進歩するようなクラウド等の先進的なインターネットサービスを活用できる方向が望ましいというように思う次第です。

以上です。

○岡村座長

貴重なご意見と思います。佐藤教授、どうぞ。

○佐藤慶應義塾大学教授

関連して電子帳簿保存法の改正関連で若干意見を申し上げます。

何度か書いていることですが、私は日本の税務行政のICT対応は最初からボタンのかけ違いがあったというように考えております。アメリカなどだと紙の帳簿を保存する義務がある納税者が電子帳簿にするなら、そのデータも税務当局が認めるような一定の形式で保存する義務を負わせる、という形で制度が作られて来ました。ところが、日本の電帳法というのは今、御紹介もありましたが、紙の帳簿の代わりにこのような電子帳簿でやってもよいよという規制緩和で始まったというところに、私はボタンのかけ違いがあったと思います。

その結果、日本の税務行政のICT対応というのが例えばスキャナ保存であるとか、スマホ申告であるとかというように、納税者の利便性を高めるというところに焦点が当たってきている。私は決して利便性が高まることが悪いとは思いませんが、利便性を高めること自体は税務行政の適正化には結びつきません。したがって、今後インボイスの導入も考えれば、電子帳簿保存法を使いやすくしていかないといけないという点は、もちろんそのとおりですが、納税者側から使いやすいだけではなく、やはりその情報を国税庁が使いやすい形で整理できる形にしないといけない。この点が電帳法としては一番大きなポイントだろうと思います。

現在の方向性は、ICT対応が納税者の利便性、特に最近急増した還付申告に対応しているという面があります。この点も小口で多数の還付申告などの処理を大幅に省略化して、その分、重点的なところにマンパワーを移すという形で税務行政の適正化を図れると思いますが、その基盤となる電子帳簿保存法に関しては、今、申し上げたような論点があると思います。

それから、電子化に関連すると、どのくらい認識されているかよくわかりませんが、地方税は1,700を超える地方団体で用いる様式がばらばらです。同じ内容の申告でも様

式は非常にばらばらなのです。しかも、それを国が強力に統一させるというのは地方自治の観点からは適当ではないということとなされてきたので、納税者がこれに対応するのに、恐らくものすごく大きな社会的コストがかかっていると思います。

そのような中で、地方税の手続の電子化は結果的に様式の統一化になります。どれだけの情報がどういう形で得られること、という形で統一化していきますから、各市町村等で仮に印刷されるとしたら、それは様式がばらばらかもしれませんが、電子化された手続きを使う納税者の側からすると、手続の電子化が結果的に手続コストを下げていくという性格を持っているということに注意をしておく必要があると思います。

一つ目の観点は以上です。

○岡村座長

どうもありがとうございました。

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員

すみません、二点申し上げたいと思います。

一点目は今の佐藤教授の御発言ともかかわるのですが、納税者にとっての利便性の向上ということを考えると、マイナポータルも含めてデータを全部入れれば自動的に税額が計算されるというのは、確かに非常に分かりやすいのですが、他方で、主体的な申告ということを考えたときに、どこまでそれをシステム化してしまうのが望ましいのかということは問われるように思います。

現時点では、どこまでを電子化するかということは、収入や経費を証明する書類等であって、それをマイナポータルに載せて最終的に納税額を判断する際には、そのまま数字を使う、使わないというところを納税者が判断するとすれば、納税者の主体性は担保されていくと思うのですが、今後、これが進化していったときに、どこまでそのデジタル化ということで自動的に税額まで決まってしまうような仕組みが作られていくのかということも含めて、申告という観点から、これをどのようにシステムとして作り込んでいくのかということろはぜひ慎重に考えていただきたいという風に思いました。

二点目として、これは地方税の話ですが、今度、共同の機構ができたということで、納税について一元的なシステムが使われるということですが、でも、やはり自治体で話を聞いてみると、国のほうでそのような新しいシステムができてくることで、これまでそれぞれの自治体で整備していたシステムとどのように整合性を図っていくのかなど、これからシステムの更新のときに、そこをどうしていくのかということがよくわからないまま、どんどんマイナポータルが入ってきたり、eLTAXのシステムの共通化が図られてきたりしている。先々の見通しが予測できないまま、結局、更新時に莫大なコストがかかってしまうというようなことがどうも自治体の側で起こっているようだ。

そのあたりも含めて、それぞれの自治体で独自のカスタマイズされたシステムが使われているということに対するコストが高いというのはそのとおりですが、それをもし一元化していくというようなことも含めて考えていらっしゃるということであれば、そのあたりの自治体のシステム改修の更新費用のことも含めた形で情報を例えばできるだけ早期に出すなどという形での計画的な対応というのを考えていくことが必要ではないかと思いました。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

どうぞ。

○田近委員

今の沼尾委員の最初のデジタル化が進んでいって税額も決まってしまうのではないか。この辺も最初に申し上げたように、デジタル化するときの国民とどう理解を共有するかということで、我々はデジタル化を通じて申告納税制度をする。仮にその確定申告書が日本的な分散処理、そして、まだ分からない給与情報もここに入るとして、確定申告書ができた、それはほぼ自動的にできても、別にそれをオーケーと言うか言わないかは自分の責任、申告ですね。

実は、この収入があったのだが、ここには出てこないな、だから、よいなというわけには済まないわけです。だから、賦課課税ではない、申告課税ですから、あくまでも情報のシステムで要するに把握できた情報は載るだけで、それ以外に自分が他の収入を得て、それに記載しなければ、それは要するに過少申告になる。

だから、ここも国民にしっかり理解してもらわないといけないと思うのですが、賦課課税ではない、賦課徴収ではなく、あくまでも申告納税で、紙で上がってきたものをよいと自分が言ったら、そこで自分が責任を負わなければいけない。だから、そこは沼尾委員の質問に対しては、私はそう思っているのです。だから、怖いとか怖くないではなく、最後に責任を持つのは自分だ。だから、しめしめ、ここで自分、この所得が載っていないからよかったでは済まないというのが言いたかったのです。

○岡村座長

どうぞ。

○佐藤慶應義塾大学教授

田近委員がおっしゃることは全くそのとおりですが、申告納税方式と言いながら、現在、所得税の申告は年間約2200万件ありますが、その半分以上は還付申告で、納税申告は数百万件です。600万件くらいですか。

○永田国税庁長官官房企画課長

600万ぐらいだと思います。

○佐藤慶應義塾大学教授

このように個人の申告が増えたと言っても、国に対して請求書を書く還付申告が多く、自分に対して請求書を書く納税申告というのは主力ではないということをまず考えないといけない。その中で、先ほど言い忘れたことですが、還付申告と納税申告とは性格が相当違うので、システムで一括して議論すると混乱をすることになるだろうと思います。還付申告の場合は様々な情報がネットにあって、それがぼんと出てきてくれば利便だということはあるし、納税申告の方はしたくないことをしてもらうためにどうしてもらうかということを考えないといけません。このような申告の性格の違いに応じて先生の御議論を聞き分けた方がよいかなと思いました。ありがとうございます。

○岡村座長

年末調整は還付申告に近いものです。そのようなところもあるかと思います。

あと一点だけですが、沼尾委員と以前、北米調査に参りましたが、そこでは、ID theft と呼ばれたものがかなり問題になっていたというようなことも、先ほど少し本人確認の問題が翁委員から出ましたので、そのようなことも少しだけ付け加えさせていただければと思います。

それでは、第一点目、時間も少し超過しているのですが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○岡村座長

それでは、続きまして、もう一つのテーマであるところの適正・公平な課税の実現に移りたいと思います。

これは先ほどの御説明にもありましたが、悪質な課税逃れを発見して、それを是正するためには、税務調査をしっかりと事実確認をする必要があるというようなお話だったと思います。経済取引が複雑になっておりますし、調査の相手にも様々な方がいらっしゃるの、現場はなかなか苦労しているのではないかと思います、そのあたりを含めて御質問や御意見を伺いたいと思います。

また挙手をお願いできれば。

では、齋藤教授、お願いします。

○齋藤東京大学教授

どうもありがとうございます。

コメントにとどまるのですが、特に国外事業者が絡んだ情報について、どう適切な取得を考えるか。この点につきまして、例えば今日の参考資料、実4-2ですか。ハードコピーも配付していただいた実4-2で言うと、22ページですか。ドイツの制度が紹介されています。

ここでも最初に納税者の協力義務というのがうたわれていて、ここは納税義務というものから一定の税務調査に対する協力義務が導き出されている。もちろん、これは国によっていろいろ租税に関する考え方やたてつけが違いますから、そのまま持って

くるというわけにはいかないのでしょうかけれども、このような協力義務を一つのベースラインにしていろいろ考えていくというのはあり得るでしょう。

その上で、海外取引について協力を求める相手方、例えばそれは国内事業者であって納税者でない場合もあるかもしれません。その場合に、どういう情報をそこに求めるのかというと、一方では、その人なり団体、企業がコントロールできなかつたり、あるいは入手できないというものについて持ってきてくださいというのはなかなか実効性がないというか無理な話であろうと思います。協力義務というのを考える場合にも情報の範囲というのをしっかり確定する必要があるであろう。これが一点目です。

その際に、やはり実効性ということだけではなく、納税者や国内事業者の権利利益というものにも配慮をしなければならない。その上で、二点目ですが、協力義務から制度を作る場合に、一体どういう手法を用いるのか。間接強制的な仕組みにして罰則を一般予防的にかけるという手法もありますし、そうではない行政的なものを考える場合もあります。

ドイツの制度ですと22ページの下のほうに書いてありますように、宣誓書の作成義務の不履行というようなもの、国外取引に関しての不履行は、これは課徴金等の行政罰の対象にはしないということで他と区別をしている。同じ義務と言っても内容に応じてバランスを考え、いろいろ組み合わせていくということなので、これは日本でも同じような、つまり、一般的な間接調査と行政罰で考えるのか、それとも、それを外すのか、あるいは中間的な、行政命令的なものを考えるのかというのでいろいろバリエーションはあろうかと思います。

少し長くなりましたが、以上です。

○岡村座長

貴重な御意見、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

それでは、佐藤教授、お願いできますか。

○佐藤慶應義塾大学教授

では、三点申し上げたいと思います。

一つは、今、齋藤教授がおっしゃったことに関係しますが、調査手続等を定めたときに様々な義務を課す。その担保をどうするかという問題がやはりどうしても出てくると思います。

例えば電子帳簿保存法を変えたとして、要件を満たしていないデータだったらどうするかとか、今、お話のあった情報入手義務を課したが、従わないときにどうするかとか、再三、出ているマイナンバーですが、マイナンバーの提供義務を課したときに提供しないときにどうするかというような場合に、今の齋藤教授の御意見と少し違うことを申し上げることになりますが、そのような非協力という義務違反を狙い撃ちにした制裁は、日本ではうまくいかないだろうと私は考えていまして、そのようなも

のは結局、実体法というか実体税額のほうで引き取って対応するのが適切だと思います。

例えば現在、税務調査に対して非協力だった場合に、法律上規定されている検査拒否犯で起訴するのではなく推計課税で対応しているわけですが、そのような実体税額で対応するということを考えていく必要があるだろう。したがって、これは納税環境だけの問題ではなく実体法の問題として考えていくということが必要になるだろうと思います。それが第一点です。

第二点は、中長期的に見たときに二つ論点があり、一つは、納税環境あるいは税務行政の骨格になっている除斥期間であるとか加算税であるとか延滞税であるとかというのが、ばらばらに、かつ非常に複雑になっていますが、これを一度、どこかで見直す、体系的に見直すということが必要な時期に来ているのであろうということ。

それから、中長期的な二つ目はやはりMDRでありまして、これは放っておいていつの日かできるというものではないので、関係者でロードマップを作って動かしていくということが必要であらうと思います。

三点目は地方税ですが、地方税のICTは先ほどの御説明にもありましたように、片方で納税者利便、もう片方では地方団体の省力化、これでウイン・ウインというように捉えられがちですが、やはりそこに適正な課税の確保という視点がやや弱いのではないかと考えます。

例えば償却資産に対する固定資産税であるとする、法人税に関する情報との突き合わせによって適正な課税の確保ができないか。申告書などを一回出せば固定資産税の申告も法人税の申告も終わるというようなシステムの中で、それを課税の確保に使うことができるというような視点がもう一つ、ここに加わるとよりよいのだろうと考えております。

いずれもコメントです。ありがとうございました。

○岡村座長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

お願いいたします。

○齋藤東京大学教授

佐藤教授のコメントを受けまして、私の発言を若干だけ補足させていただきますと、私が行政命令的といいますか、行政的手法と申しました中には、佐藤教授がより具体的におっしゃった、例えば推計課税における取り扱いなど、そのような実体法的な手法、これは言葉を変えますと経済的な手法としての経済的ディスインセンティブによって、より協力を促すというものを含んで考えておりますので、特段、そこは佐藤教授とお考えが違うというわけではありません。

一般予防的に罰則なりペナルティーというのを用意していくことに弱い面があると

すれば、より個別の事業者なり納税者がインセンティブあるいはディスインセンティブとして乗ってきやすい制度を構想したほうが、最近、経済的ディスインセンティブについても様々な分野で使われるようになっておりますので、そこを横目で見ながら考えていくべき課題かなと思います。

○岡村座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、お二人から非常に貴重な御意見をいただいたと思うのですが、現状、調査権限があり、それに対する受忍義務という形で納税者がいわゆる協力をしているというようなことですが、そのような形は、あくまでも納税者が受け身になってしまうので、むしろ協力義務をドイツのように正面に出して、そして、その範囲で協力をしていただく。特に二重線のあるようなところですが、日本で事業活動をする場合には日本の法律に従っていただいて、そこでは協力義務があるのですよ、というような形というのも、これは今、問題になっているさまざまな国際課税上の問題についてですが、一つの日本の姿勢としてあるのかなというような感じはしています。

私、意見を言ってしまうって申し訳ないのですが、実体法への傾斜というのも、これも世界的に進んでいることなのですが、これが大きく進んでくると、例えばGILTIといったアメリカの様々な制度、今、OECD諸国ではイギリスもそうですし、それから、ギリシャとかスペインとか、様々な国々がそれぞれの一方的な措置として新しい税収のようなもの、デジタルサービスタックスなどいろいろ言っていますが、こういったものが入ってきていまして、そこでは余り所得税のようなややこしいことを考えずにばっといけるというようなものになっているのですが、そのような動きが今後、特に国際課税の世界で強く出てくるということを、どう考えるかというところはあるのではないかと思います。

結局のところ、課税当局から見ると、国外に対する調査権限が及んでいないが、その情報を使わないと国内法の執行ができないということなのですね。そうだとすると、やはり国外の情報に対して、これは齋藤教授がおっしゃったことですが、アクセスできるのであれば、取得ができるのであれば取得してください。それが無理であれば、そここのところは当局が立証責任をと言われても、これは悪魔の証明になりますから立証できないので、そうすると、そこをどう考えていくのかということになります。

このことは、裁判官は分かっていると思いますが、そのような筋で整理をしてみると、国民の皆さんの御理解が得られるのではないかと思います。

立証責任に関連して、立証の程度について、日本では証明点はかなり高いのではないかと思います。刑事裁判ほどではないにしても、やはり課税処分はいわゆる侵害的行政行為というように呼ばれていますから、この場合は証明点が

高いのではないかというようなことが言われています。しかし、それで本当によいのか、むしろ、英米のようなpreponderance of evidenceというような考え方もあり得るのかというようなことも思います。

佐藤教授、何かありますか。よろしいでしょうか。

○佐藤慶應義塾大学教授

はい。

○岡村座長

そうしたら、ほか、もう少し時間がありますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○翁委員

異なる視点になりますが、先ほど佐藤教授がおっしゃった点とも関連するのですが、前半でのデジタル納税の手法がどんどん広まっていくということはデジタルデータがどどんうまく活用できるようになるということだと思いますので、税務行政当局にとってもそういったデジタルデータをうまく活用したり、将来的にはAIとか、そういったものを活用するなど、そういったこともしながら適正な税務、適正な課税というのが出来ていくような、恐らく人材など、そういったところの育成なども非常に重要になってくるのではないかなと思います。

○岡村座長

ありがとうございます。

いわゆるビッグデータの問題ですね。

○翁委員

はい。

○岡村座長

ぜひその対応を進めていただきたいと私も思っています。ありがとうございました。

あと佐藤教授から御指摘のあったMDRですが、これもBEPSの行動計画の中にはありませんが、議論が日本では余り進んでいないような問題ではないかというように思っています。どのようなものをイメージするかということを含めて考えていくのがよいのかなと思うのです。

ほかに先生方、御意見はいかがでしょう。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○岡村座長

それでは、経済社会の変化に応じた納税環境の整備は極めて重要な課題だと思いますが、今後の検討に向けては非常に有益な議論ができたのではないかと考えています。

冒頭にも申し上げましたが、本日いただきました主な御意見については、政府税制調査会の総会へ報告したいと思いますが、その報告の内容については、一応、私のほうに御一任をいただけますか。

(「はい」と声あり)

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

短い時間でしたが、昨年に引き続き、さまざまな分野の知見を生かした貴重な御意見や御指摘をいただけたものと思います。

特に、外部有識者の皆様には、御多忙のところ、会合開催に当たり御尽力いただきましたことに、この場をかりて深く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、当会合はこのあたりで終了したいと思います。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただき、どうもありがとうございました。

[閉会]